

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

山口県人事委員会



令 2 人 委 第 2 1 8 号

令和 2 年 (2020 年) 1 0 月 2 8 日

山口県議会議長 柳居 俊学 様

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫

一般職の職員の給与等について

地方公務員法第 8 条及び第 1 4 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与、生計費その他の職員の給与等勤務条件を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

第1 給与について

1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和2年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等の適用を受け、本委員会の給与勧告の対象とされている職員（以下「職員」という。）の総数は18,413人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者4,483人の平均給与月額358,203円であり、その平均年齢は43.0歳、男女別構成は男性69.2%、女性30.8%、学歴別構成は大学卒67.0%、短大卒6.6%、高校卒26.4%、中学卒0.1%となっている。

また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額は380,091円である。

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の494の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した167の事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとした。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地調査によらなくても実施可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特

別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種及び研究員、教員等の32職種について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査している。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであって、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.45月分に相当している。

民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	727,067 円
	上半期 (A2)	737,103 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	328,235 円
	上半期 (B2)	330,098 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.22 月分
	上半期 (A2/B2)	2.23 月分
	年間計	4.45 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給割合は、4.50月分である。

(2) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者

について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレス方式により比較を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、民間給与と職員給与の較差を算出することとする。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときの職員のラスパイレス指数は100.2となっている。

本県のラスパイレス指数の推移

年	平成29年	平成30年	平成31年
ラスパイレス指数	100.9	100.5	100.2

都道府県のラスパイレス指数の状況(平成31年)

ラスパイレス指数	99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	11	14	17	5

備考 都道府県のラスパイレス指数の平均は99.8となっている。

5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国、山口市とも0.1%上昇している。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ157,710円、180,270円、202,823円となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与月額の4.46月分に相当し、国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給割合(4.50月分)が

民間事業所の特別給の支給割合を上回っていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当を0.05月分引き下げる勧告を行った。

月例給については、公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告及び勧告を行うこととしている。

人事院の給与勧告等の概要については、17ページ及び18ページのとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

(1) 特別給

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げる必要がある。支給割合の引下げ分は、人事院勧告の内容に準じて、期末手当から差し引くこととする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員についても、所要の引下げを行う必要がある。

この改定は、これを実施するための条例の公布の日から実施する必要がある。

(2) 月例給

本年の民間給与と職員給与の較差、月例給に係る人事院勧告の内容等を踏まえ、今後、必要な報告及び勧告を行うこととする。

8 その他

55歳を超える職員の昇給については、標準の勤務成績で1号給の昇給などとしていところであるが、他の都道府県の動向、国における定年引上げに伴う人事評価の改善に向けた検討状況等を踏まえ、昇給制度の在り方について、引き続き検討を行う必要がある。

9 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準と民間及び国家公務員等の給与水準との均衡を図ることにより、職員の適正な給与を確保する機能を有するものである。

こうした職員給与の決定方法は、長年の経緯を経て定着しており、職員を取り巻く諸情勢が変化する中であっても、適正な給与水準を保障し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものであり、また、県民の理解と信頼を得る上でも重要であると考えられる。

第2 勤務環境の整備について

1 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮については、職員の健康の維持や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の観点から、全庁的に取り組むべき重要な課題であり、引き続き、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進に向けた積極的な取組を進めていく必要がある。

(1) 時間外勤務の上限設定

時間外勤務命令を行うことができる上限等について、昨年4月に施行した人事委員会規則により、上限時間を1年につき原則360時間、任命権者が指定する所属において720時間などと設定した。

また、災害その他避けることのできない事由による場合は、上限時間を超えて時間外勤務をさせることができることとしており、その場合については、人事委員会規則により各任命権者に対し、その要因の整理・分析を行い、検証を行うことを義務付けている。

本委員会としても、任命権者の上限時間を超えて時間外勤務を命じた要因の整理、分析及び検証の状況等、制度の運用状況を把握し、必要に応じて各任命権者に対する助言や支援を行うなど、制度が適切に運用されるよう対応していく。

また、教育委員会においては、文部科学省が制定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、本年3月に県立学校教員の「時間外在校等時間の上限に関する方針」を策定したところであり、その方針に基づき、教員の勤務時間の把握や進行管理などの職場におけるマネジメントの強化を図っていくことが必要である。

(2) 時間外勤務の縮減

総実勤務時間を短縮するためには、時間外勤務の上限を遵守するだけでなく、時間外勤務を更に縮減していくことが重要である。

各任命権者においては、これまでも、時間外勤務の縮減に向けた様々な取組が行われており、今後とも、知事部局、教育庁や学校現場、警察などあらゆる職場において、時間外勤務の要因の把握に努め、事務事業の見直しによる業務量の削減に取り組むとともに、業務の平準化や業務量に応じた適正な人員配置等の業務処理体制の見直しを行うなど、それぞれの実情に即した実効性のある時間外勤務の縮減の取組を、適宜、その見直しを行いながら、一層進めていく必要がある。

特に、このたびの新型コロナウイルス感染症に関する相談対応や疫学調査等により、関係所属の業務量が増大し、長時間勤務となった職員が多数生じたことから、任命権者においては、特定の職員に過度な負担が生じないように、業務の平準化の措置が適切に講じられるとともに、業務継続に必要な人員配置等が実施されたところである。今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策を講じるに当たり、こうした取組を継続する必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、自らの働き方を見直し、計画的かつ効率的な業務処理を進めることが重要である。特に、管理職員においては、職員の業務処理の「マネジメント」が最も重要な職務の一つであることから、職員の勤務実態等を適切に把握するとともに、各所属における時間外勤務の縮減につながるよう勤務時間の管理及び業務の進行管理に積極的に取り組むことが必要である。

(3) 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得については、職員の心身のリフレッシュやワーク・ライ

フ・バランスの実現のためにも重要である。各任命権者が策定している次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）に掲げられた年次有給休暇の取得率の目標の達成に向け、引き続き、各任命権者においては、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が確実に休暇を取得できるよう配慮することが必要である。

2 心身両面の健康管理対策

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

(1) 身体健康管理対策

職員の健康の増進を図るためには、病気の予防や早期発見、早期治療などにつながる取組が重要であり、各任命権者においては、定期健康診断など様々な事業を実施しているところである。特に、要精密検査者への早期受診の徹底や、特定保健指導対象者の生活習慣の改善などの取組を更に進めていく必要がある。

(2) メンタルヘルス対策

職員の長期病休者数のうち、精神疾患を原因とする者の占める割合については、近年、4割程度で推移する状況が続いており、メンタルヘルス対策は極めて重要な課題である。各任命権者においては、様々な対策を充実させてきたところであるが、引き続き、産業医等の指導、助言を受けながら、原因の分析・把握を進め、心の健康の保持増進から、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰、再発の防止に至るまで、組織的に総合的な対策に取り組むことが必要である。

とりわけ、予防及び早期発見がより重要と考えられることから、ストレスチェックの着実な実施により、医師による面接指導につなげるとともに、職場においては、ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境の課題の把握やその改善に取り組むことが必要である。

また、メンタルヘルス不調は、職場における人間関係や長時間労働と深いかか

わりを持つ場合もあることから、各職場においては、良好な職場環境づくりに努める必要がある。特に、管理職員は自らがメンタルヘルス対策におけるキーパーソンであるとの認識を持ち、職員の健康状況等の把握や職場のストレス要因の軽減・除去について、より主体的に取り組むことが重要である。

(3) 長時間労働等に係る健康管理対策

昨年4月の労働安全衛生法等の改正により、労働者の労働時間の状況の把握の義務付けや、長時間労働を行う者に対する医師による面接指導の見直し等が行われた。また、本県においては、各任命権者における独自の取組として、1箇月100時間以上の時間外勤務を行った職員に対しては、職員からの申出がなくとも面接指導を行うこととしたところである。

こうした中、1箇月100時間以上の時間外勤務を行った職員に対する医師の面接指導件数は、新型コロナウイルス感染症への対応等により昨年と比べ増加しており、各任命権者においては、時間外勤務の縮減の取組と併せて、時間外勤務時間の把握や医師による面接指導を的確に実施していく必要がある。

また、国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても、過労死等防止対策に取り組むこととされており、その趣旨も踏まえ、時間外勤務の縮減やメンタルヘルス対策などの取組を一層進めていく必要がある。本委員会としても、労働基準監督機関として、その職権を有する労働基準法別表第1第12号及び同別表に含まれない官公署の事業に従事する職員の過重労働防止に向け監督指導の徹底に努めていく。

3 ハラスメント対策

職員に大きなストレスを与え、心身の健康を害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについては、職員個人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものである。

これまでも、各任命権者において、ハラスメントの防止のため、指針の策定や相談窓口の設置などの対策がなされ、ハラスメントに関する相談件数は減少傾向に

あったものの、昨年度、増加に転じた。

こうした中、本年6月、ハラスメント防止の強化に向けた、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の一部改正の施行を受け、本県においては、「パワー・ハラスメントの防止及び解決に関する指針」等を改定し、相談から解決、再発防止の措置などについて、従来よりもきめ細かく具体的に対応することとしたところである。

いずれのハラスメントも絶対に許されないものであり、各任命権者は、引き続き、職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進める必要がある。

4 職業生活と家庭生活の両立支援

育児や介護をしている職員等が安心して仕事に取り組むためには、職業生活と家庭生活の両立を可能とする勤務環境の整備が重要であることから、育児休業や介護休暇等に係る制度の拡充に取り組んできたところである。

こうした中、一人ひとりの事情に応じて制度を円滑に利用できるよう、各任命権者においては、引き続き、職員に対する制度の周知や制度を利用しやすい職場環境の整備を図るなど、利用促進に向けた取組を進めていく必要がある。

とりわけ、育児については、女性の活躍推進の観点からも男性職員の育児休業の一層の取得向上を図ることが重要である。特定事業主行動計画に掲げた目標について、知事部局では平成29年度に達成しているが、引き続き、各任命権者においては、管理職員に対する意識啓発や育児休業を取得しやすい職場環境づくりなどの取組を着実に進めていく必要がある。

また、職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、育児や介護を行う職員だけでなく、すべての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、働き方改革の観点からも有効である。

本県では、これまで、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制や、「山口県サテライトオフィス」などが実施されてきたことに加え、新型コロナウイルス感染症への対応として在宅勤務や時差出勤の活用が図られるなど、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組が進められてきたところである。

知事部局においては、加速化する社会のデジタル化に対応した新しい働き方や生活を見据え、現在、通信機器を利活用したテレワークの促進に取り組んでいるところであり、今後は、各任命権者において、こうした取組を更に推進していく必要がある。

第3 人事行政の運営について

国においては、長時間労働の是正を含む多様で柔軟な働き方の実現等のための働き方改革や、公務員の定年引上げに向けた取組が進められるなど、公務を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中、職員の志気や意欲を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、採用、人事評価、人事配置、昇任等の人事行政の運営全般にわたり、人材の確保や人材育成、職員の能力発揮に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

国においては、本年3月に国会に提出された、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の一部を改正する法律案は審議未了で廃案、地方公務員法の一部を改正する法律案は継続審議となったが、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされた。また、人事院は、昨年につき、本年の報告においても、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう要請を行った。

本県においては、高齢期における職員の雇用に対する取組として、これまで、再任用制度を活用して定年退職者等の働く環境づくりに努めてきたところであるが、国の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえた定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について、具体的な検討を行う必要がある。

これらの検討に当たっては、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することや、高齢層職員の多様な働き方を可能とすること等に留意するとともに、定年年齢

が65歳に引き上げられるまでの間の雇用確保のため、引き続き現行の再任用制度を適切に運用する必要がある。

2 人材の確保・育成等

社会経済情勢の変化、新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、多様かつ優秀な人材を確保し計画的な育成を図るとともに、すべての職員が活躍できる公務職場の実現に向けて、取組を進めていくことが重要である。

(1) 人材の確保・育成

人材の確保については、近年、若年人口の減少や若者の就業意識の多様化の進展等を背景に、採用試験の応募者が減少傾向にある。このため、より幅広い応募者の確保に向け、本年度、従来の教養試験や法律・経済等の専門試験に代えて、民間でも広く活用されている基礎能力試験を導入した採用試験を新設するとともに、社会人経験者を対象とした採用試験等について年齢要件を緩和するなど、試験制度の見直しを行い、応募者の増加につながったところである。また、現在、国においては、いわゆる就職氷河期世代の支援の取組が行われており、本県においても、本年度、同世代を対象とした採用試験を新たに実施したところである。今後とも、各任命権者と緊密に連携を図りながら、試験制度の見直しをはじめ、就職説明会の積極的な開催やSNS等を活用したきめ細かな情報発信など、より実効性のある人材確保策に取り組んでいく。

職員の育成については、職員がそれぞれの職場で自信と誇りを持って県民のために職務に従事し、行政目的を実現することができるよう、計画的かつ効果的な人材育成に取り組んでいくことが重要である。そのためには、職員の専門的能力やマネジメント能力等を高める多様な研修を実施するとともに、人事評価制度を活用して、職員の意欲を高め、主体的な成長を促しながら、長期的な視点に立った人事管理等に努める必要がある。

(2) 女性の採用・登用等

各任命権者においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画に沿って、計画的に女性職員の採用・登用等に取り組んでいるところであり、引き続き、女性受験者の確保や女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大を図るとともに、女性職員が職業生活と家庭生活の両立を図り、活躍できる環境の整備に向けて、働き方改革の取組を一層進めていく必要がある。

(3) 障害者の雇用

障害者の就業機会の更なる拡大を図るため、本年度の障害者を対象とした採用選考において、年齢要件を大幅に緩和したところである。各任命権者においては、本年4月に障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきそれぞれ作成した障害者活躍推進計画に沿って、受入体制の整備等、障害のある職員がその能力を十分に発揮できる環境づくりを更に進めていく必要がある。

3 能力・実績に基づく人事管理

組織の活性化や公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績を的確に把握し、人事配置や昇任などの人事管理に適切に反映することが重要である。

本県では、全ての任命権者において人事評価制度が運用されているところであるが、人材育成の観点も踏まえ、人事評価を適切に活用し、能力・実績に基づく人事管理を推進していく必要がある。

また、制度の運用に当たっては、引き続き、公正で納得性の高い制度の定着に向けて、これまでの運用状況の検証を行い、改善を図るとともに、評価の精度向上に資する評価者への研修や職員からの苦情に対処する仕組みの充実等に努める必要がある。なお、取組の推進に当たっては、理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

4 公務員倫理

職員の非行により、県民の信頼を損なう不祥事が依然として跡を絶たず、公務員

倫理の確立が強く求められていることから、職場における指導や職員研修を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

公務員倫理の確立に向け、職員一人ひとりが、公務内はもとより公務外においても、自らの行動が公務への信頼に影響を及ぼすことを自覚し、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要である。

勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年度の支給割合

再任用職員以外の職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特別管理職員にあっては1.05月分）とすること。

(2) 令和3年度以降の支給割合

再任用職員以外の職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特別管理職員にあってはそれぞれ1.075月分）とすること。

2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年度の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年度の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自立的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

参 考 资 料

目 次

職員給与関係

令和2年職員給与実態調査の概要	19
第1表 給料表別・部局別・給与月額	20
第2表 給料表別平均給与月額	25
第3表 給料表別・等級別・号給別人員	26
第4表 給料表別・学歴別・男女別人員	45
第5表 給料表別・年齢別・男女別人員	46
第6表 給料表別・経験年数別・男女別人員	47
第7表 給料表別・勤続年数別・男女別人員	48
第8表 給料表別管理職手当の状況	49
第9表 給料表別扶養手当の状況	50
第10表 給料表別住居手当の状況	51
第11表 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間 に係る住居手当の状況	52
第12表 給料表別通勤手当の状況	53
第13表 給料表別・通勤方法別・通勤距離（片道）別人員	54
第14表 給料表別単身赴任手当の状況	60
第15表 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別 人員	61
第16表 再任用職員の給料表別・等級別人員	61

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	6 3
第17表 産業別・規模別調査事業所数	6 4
第18表 民間における給与改定の状況	6 5
第19表 民間における定期昇給の実施状況	6 5
第20表 民間における冬季賞与の配分状況	6 5
第21表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	6 6
第22表 民間における定年制の状況	6 6

生計費及び労働経済指標

第23表 費目別・世帯人員別標準生計費(令和2年4月)	6 7
第24表 労働経済指標	6 8

職 員 給 与 関 係

令和2年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与の実態を明らかにするとともに、職員に適用されている給料表が適当であるかどうかについて判断するための資料を得ることを目的とする。

2 調査時点

令和2年4月1日現在

3 調査対象

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める給料表の適用を受ける職員
- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する企業職員
- (4) 現業職員の給与に関する規則又はこれに準ずる定め of 適用を受ける職員
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に定める給料表の適用を受ける職員

4 調査方法

各任命権者別の悉皆調査によった。

5 調査項目

年齢、学歴、経験年数、勤続年数、給料表の種類、令和2年4月分の給与、通勤状況、単身赴任状況及び扶養状況等

第1表

給料表別・部局別・給与月額

区分	給料表	行 政 職						計
	部 局	知 事 部 局	各 行 政 委 員 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校 等	小 ・ 中 学 校	警 察 本 部	
A 職 員 数 人		3,129	74	341	209	373	357	4,483
B 給 料 総 額 円		1,048,641,750	26,962,800	129,100,800	70,068,500	104,286,900	109,988,200	1,489,048,950
C 管 理 職 手 当 総 額 円		25,932,000	1,141,000	2,267,000	1,526,000	-	490,000	31,356,000
D 扶 養 手 当 総 額 円		35,263,500	644,000	5,336,000	1,329,000	1,407,500	2,712,500	46,692,500
E 地 域 手 当 総 額 円		3,474,818	43,085	278,555	134,240	158,352	169,619	4,258,669
F 住 居 手 当 総 額 円		21,947,100	592,000	1,995,400	1,292,600	3,178,700	2,629,100	31,634,900
G そ の 他 手 当 総 額 円		2,257,700	-	300,000	60,000	127,344	90,000	2,835,044
H 給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円		1,137,516,868	29,382,885	139,277,755	74,410,340	109,158,796	116,079,419	1,605,826,063
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 (B/A) 円	335,136	364,362	378,595	335,256	279,590	308,090	332,155
	管 理 職 手 当 (C/A) 円	8,288	15,419	6,648	7,301	-	1,373	6,994
	扶 養 手 当 (D/A) 円	11,270	8,703	15,648	6,359	3,773	7,598	10,415
	地 域 手 当 (E/A) 円	1,111	582	817	642	425	475	950
	住 居 手 当 (F/A) 円	7,014	8,000	5,852	6,185	8,522	7,364	7,057
	そ の 他 手 当 (G/A) 円	722	-	880	287	341	252	632
	給 与 (H/A) 円	363,540	397,066	408,439	356,030	292,651	325,152	358,203

- (注) 1 各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局をいう。
2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める医療職給料表は、一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める医療職給料表(二)と読み替えて取り扱った。以下同じ。
3 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
4 円未満については、四捨五入とした。以下同じ。

公安職	海 事 職				研 究 職			
	警 察 本 部	知 事 部 局	高 等 ・ 特 別 支 援 等 学 校	警 察 本 部	計	知 事 部 局	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	警 察 本 部
3,120	29	11	6	46	129	12	19	160
1,006,097,500	11,783,200	3,967,700	2,529,700	18,280,600	47,559,300	4,989,200	6,054,800	58,603,300
5,498,000	167,000	-	-	167,000	1,094,000	179,000	-	1,273,000
40,249,000	489,500	132,500	86,000	708,000	1,215,500	101,000	107,500	1,424,000
1,918,022	18,648	323,497	3,922	346,067	176,989	7,898	9,235	194,122
30,236,700	108,000	74,100	35,700	217,800	947,500	91,500	236,400	1,275,400
9,530,195	540,000	-	60,000	600,000	57,000	-	-	57,000
1,093,529,417	13,106,348	4,497,797	2,715,322	20,319,467	51,050,289	5,368,598	6,407,935	62,826,822
322,467	406,317	360,700	421,617	397,404	368,677	415,767	318,674	366,271
1,762	5,759	-	-	3,630	8,481	14,917	-	7,956
12,900	16,879	12,045	14,333	15,391	9,422	8,417	5,658	8,900
615	643	29,409	654	7,523	1,372	658	486	1,213
9,691	3,724	6,736	5,950	4,735	7,345	7,625	12,442	7,971
3,055	18,621	-	10,000	13,043	442	-	-	356
350,490	451,943	408,891	452,554	441,728	395,739	447,383	337,260	392,668

5 公益的法人等派遣職員、専従休職者、任期付研究員、特定任期付職員及び再任用職員は、含まれていない。以下第14表までについて同じ。

6 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。

7 職員一人当たり平均は、それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

区分	給料表	医 療 職 (二)					医療職(三)
	部 局	医療職(一)					知 事 部 局
	知 事 部 局	知 事 部 局	高等・特別支援 学 校 等	小・中学校	計	知 事 部 局	
A 職 員 数 人	7	3	8	3	14	-	
B 給 料 総 額 円	3,503,200	996,700	2,565,900	690,100	4,252,700	-	
C 管理職手当総額 円	487,000	-	-	-	-	-	
D 扶養手当総額 円	104,500	50,000	76,500	-	126,500	-	
E 地域手当総額 円	655,152	1,569	3,961	1,033	6,563	-	
F 住居手当総額 円	80,000	-	79,500	-	79,500	-	
G その他手当総額 円	1,492,900	-	-	-	-	-	
H 給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円	6,322,752	1,048,269	2,725,861	691,133	4,465,263	-	
職員一人当たり平均	給 料 (B / A) 円	500,457	332,233	320,738	230,033	303,764	-
	管理職手当 (C / A) 円	69,571	-	-	-	-	-
	扶 養 手 当 (D / A) 円	14,929	16,667	9,563	-	9,036	-
	地 域 手 当 (E / A) 円	93,593	523	495	344	469	-
	住 居 手 当 (F / A) 円	11,429	-	9,938	-	5,679	-
	そ の 他 手 当 (G / A) 円	213,271	-	-	-	-	-
	給 与 (H / A) 円	903,250	349,423	340,733	230,378	318,947	-

教 育 職 (一)					教 育 職 (二)			合 計
知 事 部 局	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校	警 察 本 部	計	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	小 ・ 中 学 校	計	
1	21	2,771	2	2,795	20	6,876	6,896	17,521
*	8,556,400	1,091,981,633	*	1,101,828,733	7,972,700	2,535,395,056	2,543,367,756	6,224,982,739
*	112,000	10,531,000	*	10,718,000	54,000	45,662,000	45,716,000	95,215,000
*	376,000	26,953,500	*	27,351,000	300,500	47,764,000	48,064,500	164,720,000
*	13,558	1,691,540	*	1,707,178	12,481	3,932,703	3,945,184	13,030,957
*	76,700	18,903,000	*	18,979,700	81,000	53,298,400	53,379,400	135,883,400
*	-	1,230,000	*	1,230,000	-	9,989,159	9,989,159	25,734,298
*	9,134,658	1,151,290,673	*	1,161,814,611	8,420,681	2,696,041,318	2,704,461,999	6,659,566,394
*	407,448	394,075	*	394,214	398,635	368,731	368,818	355,287
*	5,333	3,800	*	3,835	2,700	6,641	6,629	5,434
*	17,905	9,727	*	9,786	15,025	6,946	6,970	9,401
*	646	610	*	611	624	572	572	744
*	3,652	6,822	*	6,791	4,050	7,751	7,741	7,755
*	-	444	*	440	-	1,453	1,449	1,469
*	434,984	415,478	*	415,676	421,034	392,094	392,178	380,091

(注) 「*」については、職員数が少ないため、結果を秘匿値としている。

区分	給料表	参 考	
	部 局	企 業	現 業
A 職 員 数 人		119	-
B 給 料 総 額 円		40,927,500	-
C 管 理 職 手 当 総 額 円		1,101,000	-
D 扶 養 手 当 総 額 円		1,691,000	-
E 地 域 手 当 総 額 円		65,521	-
F 住 居 手 当 総 額 円		794,000	-
G そ の 他 手 当 総 額 円		-	-
H 給 与 総 額 (B + C + D + E + F + G) 円		44,579,021	-
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 (B / A) 円	343,929	-
	管 理 職 手 当 (C / A) 円	9,252	-
	扶 養 手 当 (D / A) 円	14,210	-
	地 域 手 当 (E / A) 円	551	-
	住 居 手 当 (F / A) 円	6,672	-
	そ の 他 手 当 (G / A) 円	-	-
	給 与 (H / A) 円	374,614	-

第2表

給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	給料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	その他手当	給与	
	人	円	円	円	円	円	円	円	
行政職	4,483	332,155	6,994	10,415	950	7,057	632	358,203	
公安職	3,120	322,467	1,762	12,900	615	9,691	3,055	350,490	
海事職	46	397,404	3,630	15,391	7,523	4,735	13,043	441,728	
研究職	160	366,271	7,956	8,900	1,213	7,971	356	392,668	
医療職(一)	7	500,457	69,571	14,929	93,593	11,429	213,271	903,250	
医療職(二)	14	303,764	-	9,036	469	5,679	-	318,947	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	2,795	394,214	3,835	9,786	611	6,791	440	415,676	
教育職(二)	6,896	368,818	6,629	6,970	572	7,741	1,449	392,178	
全給料表	17,521	355,287	5,434	9,401	744	7,755	1,469	380,091	
前年全給料表	17,814	360,730	5,441	9,577	753	7,542	1,533	385,575	
対前年比	98.4	98.5	99.9	98.2	98.8	102.8	95.8	98.6	
参考	企業	119	343,929	9,252	14,210	551	6,672	-	374,614
	現業	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 前年全給料表の数値は、令和元年職員給与実態調査による数値である。
3 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。
4 それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

第3表

給料表別・等級別・号給別人員

第3表-1

行政職給料表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1			1			
3									
4									
5						2		1	1
6		1	1						2
7		2	2						1
8		57							
9	19	12				1			3
10	5	7	12						2
11			1						
12	13	5	7						1
13	1	1	5						
14	2	66	35						1
15	1	9	1						
16	19	20	11						
17	6	8	9						
18	2	47	17						
19	1	6	6						
20	23	16	51						
21	4	8	14					1	
22	3	46	10					6	
23	2	10	12					4	
24	16	13	47					2	
25	6	5	7					2	
26	5	38	17						
27	2	2	13						
28	21	7	37	2					
29	81	3	10	1					
30	3	2	23						
31	4	2	19	1					
32	72	6	17	2			22		
33	8	2	12	2			13		
34	5	1	45	11			5		
35	5		14	9			10		
36	49	2	13	4			3		
37	12	2	11	5		1	2		
38	5		33	21					
39	7		19	5		1			
40	8		9	6			1		
41	8		11	6					
42	1	1	27	13					
43	2	1	11	18					
44	1	1	17	22					
45	2		22	16				2	
46		1	34	13					
47			14	13	1				
48			23	32	1	6			
49	1		9	20	2	2			
50	1		22	18	5	32			
51	1		12	16	1	33			
52			13	32	12	6			
53	1		7	19	10	26			
54	1		18	31	3	26			
55			5	15	7	21			
56			6	42	17	7			
57	1		5	11	9	19			
58			5	23	8	31			
59			5	34	2	37			
60			8	31	36	5			
61	2		7	11	10	6	5		
62			8	26	9	47			
63			5	13	7	10			
64	1		3	24	56	3			
65	2		8	20	18	3			
66			9	24	19	33			
67			6	11	16	19			
68			12	16	69	3			
69	1		6	14	22	1			
70			11	25	17	41			
71	1		7	19	11	18			
72			13	14	42	5			
73			6	11	19	9			
74			12	10	4	17			
75			4	11	20	19			
76			2	13	45	16			

号給	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	77				3	6	17	22		
78				10	6	15	20			
79				5	4	28	23			
80				9	9	40	15			
81	1			4	4	12	14			
82				9	6	14	18			
83				4	4	14	10			
84				8	10	37	10			
85	1			8	5	16	60			
86				7	5	17				
87				5	4	10				
88				8	7	15				
89	1			5		10				
90	1			4	3	7				
91	1			5	4	12				
92	1			4	6	5				
93				8	39	81				
94				7						
95				3						
96				4						
97				4						
98				3						
99				2						
100				2						
101				2						
102				3						
103				4						
104										
105				2						
106				2						
107				4						
108				1						
109				2						
110										
111										
112				1						
113				26						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	人数	442	414	1,112	878	848	699	61	18	11
	%	9.9	9.2	24.8	19.6	18.9	15.6	1.4	0.4	0.2
人数総計										4,483

- (注) 1 各等級内の太実線は、当該等級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第3表の各表について同じ。)
- 2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した(以下第3表の各表について同じ。)

第3表-2

公安職給料表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	34								
8	4								
9									
10	31								
11	15								
12	1								
13	1								
14	12		1						
15	5								
16	31		4						
17	3		1						
18	7		3	1					
19	2								
20	35		4		1				
21	2								
22	2		9						
23	59		1						
24	37		6						
25	7		2	1					
26	46	3	1	2					
27	5	4	4	2	1				
28	17	20	13	1	2				
29	3		1	2	2				
30	11	11	11	3					
31	9	4	3	1	1				6
32	48	29	12	4	1				4
33	6	5	1	1					2
34	7	22	10	3					1
35	3	7	2	6	1				
36	6	27	19	2	1	1			
37	3	9	4	2	1				
38	4	24	16	10					
39	4	10	11	1					
40	3	26	29	4	1				
41	1	9	7	6					
42	2	21	23	13					
43	2	11	14	5	3	1			
44	3	16	24	6		1			
45	2	6	15	10	1				
46		11	29	11				1	
47	2	8	15	6	1			8	
48	1	11	29	15	3	1		2	
49	3	6	14	15	2			2	
50	3	11	29	13					
51	1	2	14	17	3	5		1	
52	1	9	34	22	2				
53	4	4	10	16	2	2	2	1	
54	1	4	22	8	4		2		
55	1		15	16	3	1	14	1	
56	2	6	28	17	3		1		
57		2	12	23	2		3		
58	1	3	18	12	2	3	4		
59			16	19	5	3	5		
60	3	3	22	19	1	2	2		
61	1		11	12	4	2	5		
62	2		12	11	5	3	2		
63	1		2	17	6	2	2		
64		1	11	9	1	1	2		
65			6	11	6		4		
66			16	22	3				
67		1	5	14		1	3		
68	1		5	13	9	2	1		
69		1	4	10	7	1	2		
70			2	13	4	2	1		
71			3	8	5	2	3		
72			2	16	10	3	3		
73			3	9	9	5	2		
74				12	4	2	3		
75			1	12	6	1	3		
76			4	12	4		1		

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	77	1		2	7	6	5	3		
78			2	13	4	3				
79			2	5	6	4	2			
80			3	16	4	2	1			
81				5	7	2	2			
82			1	13	3	2				
83				12	8	8				
84				13	8	4				
85				5	3	10				
86				13	7	4				
87				10	4	6				
88				10	6	1				
89				4	5	3				
90				4	4	6				
91				7	5	4				
92				2	6	6				
93				10	121	36				
94				10						
95				15						
96				5						
97				12						
98				7						
99				4						
100				10						
101				9						
102				5						
103				4						
104			1	5						
105				7						
106				4						
107				6						
108				6						
109				5						
110				2						
111				6						
112				6						
113				5						
114				5						
115				10						
116				4						
117				8						
118				9						
119				5						
120				7						
121				8						
122				6						
123				9						
124				5						
125				137						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141			2							
142										
143										
144										
145		2								
計	人数	502	351	657	1,011	339	153	78	16	13
	%	16.1	11.3	21.1	32.4	10.9	4.9	2.5	0.5	0.4
人数総計									3,120	

(注) 公安職給料表は、警察官に適用する。

第3表-3

海 事 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27		1				
28						
29						
30						
31						
32						
33		1				
34						
35						
36						
37		1				
38			1			
39						
40		1				
41						
42						
43						
44						
45						
46				2		
47					1	
48					1	
49				1		
50			1	1		
51						
52						
53				2	2	
54					2	
55			1	1		
56				1		
57			2			
58				1		
59				1		
60						
61			1			
62			1			
63				3		
64						
65			1	1		
66				2		
67						
68				1		
69			1	1		
70			1			
71						
72						
73			1			
74			1			
75			1			
76				1		

等級		1	2	3	4	5	6
号給							
77							
78							
79							
80							
81			1				
82				1			
83							
84							
85					1		
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	人数	0	4	14	22	6	0
	%	0.0	8.7	30.4	47.8	13.0	0.0
人数総計							46

(注) 海事職給料表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

第3表-4

研究職給料表

等級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18		1			
19		1			
20					
21		1			
22					
23					
24					
25		1			
26		2			
27		2			
28		1			
29		1	1		2
30		2			
31	1		2		
32	1	1			
33		2	1		
34		3			
35		2			
36					
37	2		2		
38	1		1		
39		1	1	1	
40		2		1	
41			2	1	
42				1	
43		2	2		
44		2	1	1	
45		1	2	1	
46					
47			2	1	
48					
49			4		
50			2		1
51		1		1	1
52		2	1	2	
53				1	
54				2	
55		1	4	1	
56		2	1	1	
57					
58		2	2	2	
59			1	2	
60		1	2	1	
61			1		
62		1	1	1	
63			2		
64			1	1	
65					
66		2		1	
67			1	4	
68		1	1		
69		1	1	2	
70				5	
71		1			
72		2	1	2	
73				20	1
74		1	1		
75			1		
76		1			

等級		1	2	3	4	5
号給	77					
	78		1			
	79		1			
	80					
	81					
	82					
	83					
	84					
	85					
	86					
	87					
	88					
	89					
	90					
	91					
	92					
	93					
	94					
	95					
	96					
	97					
	98					
	99					
	100					
	101					
	102					
	103					
	104					
	105					
	106					
	107					
	108					
	109					
	110					
	111					
	112					
	113					
	114					
	115					
	116					
	117					
	118					
	119					
	120					
	121		1			
計	人数	5	50	45	57	3
	%	3.1	31.3	28.1	35.6	1.9
人数総計						160

(注) 研究職給料表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

第3表-5

医 療 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8			1	
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45				1
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

等級		1	2	3	4
号給	77				
	78				
	79				
	80				
	81			1	
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
	87				
	88				
	89				
	90				
	91				
	92				
	93				
	94				
	95				
	96				
	97				
計	人数	1	0	4	2
	%	14.3	0.0	57.1	28.6
人数総計					7

(注) 医療職給料表(一)は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第3表-6

医 療 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人					
3			人				
4				人			
5					人		
6						人	
7							人
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	
	77							
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85					1			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	人数	0	5	0	5	4	0	0
	%	0.0	35.7	0.0	35.7	28.6	0.0	0.0
人数総計							14	

(注) 医療職給料表(二)は、児童福祉施設等に勤務する栄養士等に適用する。

第3表-7

医療職給料表(三)

等級		1	2	3	4	5	6	7
号給		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
55								
56								
57								
58								
67								
68								
69								
70								
91								
92								
93								
94								
111								
112								
113								
114								
123								
124								
125								
126								
151								
152								
153								
154								
166								
167								
168								
169								
計	人数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数総計								0

(注) 医療職給料表(三)は、児童福祉施設等に勤務する看護師等に適用する。

第3表-8

教 育 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	2	15		
6				
7		6		
8	2	16		
9		8		
10		5		
11		2		
12	2	22		
13		3		
14		3		
15	1	4		
16		18		
17				
18		6		
19		3		
20		24		1
21		10		
22		10		
23		3		
24		14		1
25		16		
26	1	7		1
27		11		1
28	1	16		2
29		12		2
30		6		3
31	1	7		10
32		8		6
33		9		7
34	2	5		2
35	1	9		2
36	3	4		2
37		16		24
38		9		
39		18		
40	1	5		
41	2	13		
42		6		
43		20		
44		7		
45	1	12	1	
46	1	5		
47		20		
48	1	9		
49	3	16		
50		8	1	
51		15		
52		7		
53		16	1	
54	1	13		
55	1	20	1	
56	1	3		

等級 号給	1	2	3	4
57	2	18	2	
58		6	9	
59		13	11	
60		6	6	
61	1	13	5	
62		7	9	
63	1	19	4	
64	1	11	4	
65	2	10	2	
66	1	12	9	
67	2	20		
68	3	9	4	
69	1	23	4	
70	1	3	7	
71	2	18		
72		11	4	
73		16	2	
74	1	4	6	
75	2	16	3	
76	2	14	4	
77		18	8	
78		7		
79	1	19		
80	1	5		
81	1	15		
82		10		
83		18		
84	2	10		
85		22		
86		8		
87	3	21		
88	2	6		
89	4	9		
90	1	11		
91	1	16		
92		11		
93		21		
94		6		
95		36		
96	1	15		
97	2	22		
98	2	9		
99		11		
100		14		
101		16		
102		16		
103	2	27		
104	1	15		
105	1	17		
106	1	14		
107	2	25		
108		17		
109	1	33		
110		17		
111		25		
112	2	7		

等級		1	2	3	4
号給					
113	1		15		
114	1		9		
115			31		
116	1		13		
117	1		18		
118			13		
119	1		24		
120	1		16		
121	1		22		
122			20		
123	1		38		
124			35		
125	1		18		
126			51		
127			48		
128			39		
129			50		
130	1		43		
131			78		
132			64		
133			76		
134			57		
135	1		53		
136			49		
137			211		
138			38		
139			22		
140			26		
141			8		
142					
143	1		1		
144					
145			6		
146					
147					
148					
149					
150	1				
151					
152					
153					
計	人数	94	2,530	107	64
	%	3.4	90.5	3.8	2.3
人数総計					2,795

(注) 教育職給料表(一)は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用する。

第3表-9

教 育 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13		1		
14				1
15				
16				
17		133		
18				
19		14		
20		130		6
21		22		22
22		8		29
23		11		22
24		136		17
25		5		22
26		22		17
27		16		15
28		142		14
29		9		29
30		33		14
31		19		14
32		50		30
33		95		15
34		15		7
35		34		17
36		55		6
37		97		112
38		16		
39		35		
40		53		
41		77		
42		22		
43		38		
44		34		
45		47		
46		18		
47		50		
48		25		
49		50		
50		19		
51		63		
52		26	1	
53		54		
54		17		
55		58		
56		27		

等級 号給	1	2	3	4
57		46		
58		22		
59		65		
60		20		
61		38	2	
62		19		
63		46	1	
64		18	3	
65		42	1	
66		26	2	
67		41	3	
68		24	1	
69		45	9	
70		28	7	
71		32	6	
72		22	7	
73		38	22	
74		17	58	
75		39	20	
76		24	23	
77		48	13	
78		21	39	
79		35	14	
80		21	15	
81		46	13	
82		16	47	
83		42	17	
84		19	15	
85		37	17	
86		18	14	
87		33	10	
88		26	17	
89		46	7	
90		20	20	
91		47	11	
92		16	10	
93		36	36	
94		28		
95		37		
96		31		
97		38		
98		22		
99		32		
100		30		
101		31		
102		24		
103		28		
104		21		
105		23		
106		13		
107		34		
108		16		
109		30		
110		20		
111		35		
112		19		

等級		1	2	3	4
号給					
113			32		
114			23		
115			29		
116			26		
117			26		
118			21		
119			36		
120			26		
121			37		
122			25		
123			62		
124			27		
125			30		
126			29		
127			45		
128			26		
129			44		
130			36		
131			42		
132			45		
133			54		
134			39		
135			66		
136			61		
137			55		
138			81		
139			77		
140			71		
141			92		
142			124		
143			117		
144			115		
145			133		
146			171		
147			124		
148			79		
149			262		
150			39		
151			31		
152			47		
153			23		
154			4		
155			1		
156					
157			5		
計	人数	0	6,006	481	409
	%	0.0	87.1	7.0	5.9
				人数総計	6,896

(注) 教育職給料表(二)は、中学校、小学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用する。

第4表

給料表別・学歴別・男女別人員

給料表		学歴		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	男女別人員 構成比(%)
		人数	男女 計						
行政職	人数	男	2,279	105	712	4	3,100	69.2	
		女	724	189	470	-	1,383	30.8	
	計		3,003	294	1,182	4	4,483		
	%		67.0	6.6	26.4	0.1	100.0		
公安職	人数	男	1,685	68	1,062	2	2,817	90.3	
		女	160	8	134	1	303	9.7	
	計		1,845	76	1,196	3	3,120		
	%		59.1	2.4	38.3	0.1	100.0		
海事職	人数	男	15	22	8	-	45	97.8	
		女	1	-	-	-	1	2.2	
	計		16	22	8	-	46		
	%		34.8	47.8	17.4	-	100.0		
研究職	人数	男	107	-	1	-	108	67.5	
		女	48	3	1	-	52	32.5	
	計		155	3	2	-	160		
	%		96.9	1.9	1.3	-	100.0		
医療職(一)	人数	男	6	-	-	-	6	85.7	
		女	1	-	-	-	1	14.3	
	計		7	-	-	-	7		
	%		100.0	-	-	-	100.0		
医療職(二)	人数	男	-	1	-	-	1	7.1	
		女	9	4	-	-	13	92.9	
	計		9	5	-	-	14		
	%		64.3	35.7	-	-	100.0		
医療職(三)	人数	男	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	
	計		-	-	-	-	-		
	%		-	-	-	-	-		
教育職(一)	人数	男	1,542	33	80	-	1,655	59.2	
		女	1,072	52	16	-	1,140	40.8	
	計		2,614	85	96	-	2,795		
	%		93.5	3.0	3.4	-	100.0		
教育職(二)	人数	男	2,921	27	-	-	2,948	42.7	
		女	3,657	291	-	-	3,948	57.3	
	計		6,578	318	-	-	6,896		
	%		95.4	4.6	-	-	100.0		
合計	人数	男	8,555	256	1,863	6	10,680	61.0	
		女	5,672	547	621	1	6,841	39.0	
	計		14,227	803	2,484	7	17,521		
	%		81.2	4.6	14.2	0.0	100.0		
参 考	企業	人数	64	10	42	-	116	97.5	
		男女 計	1	1	1	-	3	2.5	
	%		65	11	43	-	119		
	%		54.6	9.2	36.1	-	100.0		
現業	人数	男	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	
	%		-	-	-	-	-		

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある(以下第5表から第8表まで、第10表、第12表から第14表までの各表について同じ。)

第5表

給料表別・年齢別・男女別人員

給料表			年齢(歳)									計	平均年齢(歳)	
			～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60			61～
行政職	人数	男女計	23	188	250	284	310	424	610	631	377	3	3,100	44.3
			34	181	167	138	133	209	255	160	106	-	1,383	40.2
		57	369	417	422	443	633	865	791	483	3	4,483	43.0	
	%		1.3	8.2	9.3	9.4	9.9	14.1	19.3	17.6	10.8	0.1	100.0	
公安職	人数	男女計	100	275	311	519	450	346	275	256	285	-	2,817	39.2
			31	66	79	41	22	24	25	13	2	-	303	31.9
		131	341	390	560	472	370	300	269	287	-	3,120	38.5	
	%		4.2	10.9	12.5	17.9	15.1	11.9	9.6	8.6	9.2	-	100.0	
海事職	人数	男女計	-	-	1	2	4	9	8	11	10	-	45	48.7
			-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	38.7
		-	-	1	2	5	9	8	11	10	-	46	48.4	
	%		-	-	2.2	4.3	10.9	19.6	17.4	23.9	21.7	-	100.0	
研究職	人数	男女計	-	4	12	9	6	11	26	13	26	1	108	46.3
			-	2	5	9	9	12	8	3	4	-	52	41.1
		-	6	17	18	15	23	34	16	30	1	160	44.6	
	%		-	3.8	10.6	11.3	9.4	14.4	21.3	10.0	18.8	0.6	100.0	
医療職(一)	人数	男女計	-	-	-	1	1	1	-	-	1	2	6	50.2
			-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	58.6
		-	-	-	1	1	1	-	-	2	2	7	51.4	
	%		-	-	-	14.3	14.3	14.3	-	-	28.6	28.6	100.0	
医療職(二)	人数	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	44.7
			-	1	2	2	3	1	2	1	1	-	13	39.5
		-	1	2	2	3	2	2	1	1	-	14	39.9	
	%		-	7.1	14.3	14.3	21.4	14.3	14.3	7.1	7.1	-	100.0	
医療職(三)	人数	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職(一)	人数	男女計	4	60	118	133	147	167	230	380	416	-	1,655	47.1
			2	55	86	80	122	174	203	282	136	-	1,140	45.3
		6	115	204	213	269	341	433	662	552	-	2,795	46.4	
	%		0.2	4.1	7.3	7.6	9.6	12.2	15.5	23.7	19.7	-	100.0	
教育職(二)	人数	男女計	-	209	334	278	240	215	378	586	708	-	2,948	45.2
			-	422	507	403	349	439	521	676	631	-	3,948	42.7
		-	631	841	681	589	654	899	1,262	1,339	-	6,896	43.8	
	%		-	9.2	12.2	9.9	8.5	9.5	13.0	18.3	19.4	-	100.0	
合計	人数	男女計	127	736	1,026	1,226	1,158	1,174	1,527	1,877	1,823	6	10,680	43.7
			67	727	846	673	639	859	1,014	1,135	881	-	6,841	42.1
		194	1,463	1,872	1,899	1,797	2,033	2,541	3,012	2,704	6	17,521	43.1	
	%		1.1	8.3	10.7	10.8	10.3	11.6	14.5	17.2	15.4	0.0	100.0	
参 考	企業	人数	3	6	5	15	9	21	19	19	19	-	116	44.3
		男女計	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	3	45.7
		3	6	5	15	9	22	21	19	19	-	119	44.3	
	%		2.5	5.0	4.2	12.6	7.6	18.5	17.6	16.0	16.0	-	100.0	
現業	人数	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6表

給料表別・経験年数別・男女別人員

給料表			経験年数(年)								計	平均経験年数(年)	
			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～			
行政職	人数	男	347	287	274	363	446	673	487	223	3,100	21.8	
		女	269	173	125	158	173	260	133	92	1,383	18.7	
	計	616	460	399	521	619	933	620	315	4,483	20.8		
	%	13.7	10.3	8.9	11.6	13.8	20.8	13.8	7.0	100.0			
公安職	人数	男	458	414	588	396	246	205	306	204	2,817	17.4	
		女	114	79	36	20	21	19	8	6	303	10.8	
	計	572	493	624	416	267	224	314	210	3,120	16.8		
	%	18.3	15.8	20.0	13.3	8.6	7.2	10.1	6.7	100.0			
海事職	人数	男	-	3	-	9	9	8	10	6	45	26.8	
		女	-	-	1	-	-	-	-	-	1	15.0	
	計	-	3	1	9	9	8	10	6	46	26.6		
	%	-	6.5	2.2	19.6	19.6	17.4	21.7	13.0	100.0			
研究職	人数	男	14	9	9	12	18	16	22	8	108	21.9	
		女	6	6	11	10	9	5	4	1	52	17.4	
	計	20	15	20	22	27	21	26	9	160	20.4		
	%	12.5	9.4	12.5	13.8	16.9	13.1	16.3	5.6	100.0			
医療職(一)	人数	男	-	2	-	1	-	-	1	2	6	23.6	
		女	-	-	-	-	-	1	-	-	1	29.8	
	計	-	2	-	1	-	1	1	2	7	24.5		
	%	-	28.6	-	14.3	-	14.3	14.3	28.6	100.0			
医療職(二)	人数	男	-	-	-	-	1	-	-	-	1	23.0	
		女	2	3	1	2	2	2	-	1	13	16.6	
	計	2	3	1	2	3	2	-	1	14	17.1		
	%	14.3	21.4	7.1	14.3	21.4	14.3	-	7.1	100.0			
医療職(三)	人数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	人数	男	121	154	137	163	195	260	495	130	1,655	24.0	
		女	110	90	122	136	177	213	243	49	1,140	22.1	
	計	231	244	259	299	372	473	738	179	2,795	23.2		
	%	8.3	8.7	9.3	10.7	13.3	16.9	26.4	6.4	100.0			
教育職(二)	人数	男	419	332	255	205	287	454	765	231	2,948	22.0	
		女	693	481	424	455	361	556	719	259	3,948	19.6	
	計	1,112	813	679	660	648	1,010	1,484	490	6,896	20.7		
	%	16.1	11.8	9.8	9.6	9.4	14.6	21.5	7.1	100.0			
合計	人数	男	1,359	1,201	1,263	1,149	1,202	1,616	2,086	804	10,680	21.1	
		女	1,194	832	720	781	743	1,056	1,107	408	6,841	19.4	
	計	2,553	2,033	1,983	1,930	1,945	2,672	3,193	1,212	17,521	20.4		
	%	14.6	11.6	11.3	11.0	11.1	15.3	18.2	6.9	100.0			
参 考	企業	人数	男	9	10	11	15	20	20	22	9	116	22.6
			女	-	-	-	1	-	2	-	-	3	24.8
	計	9	10	11	16	20	22	22	9	119	22.6		
	%	7.6	8.4	9.2	13.4	16.8	18.5	18.5	7.6	100.0			
現業	人数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

第7表

給料表別・勤続年数別・男女別人員

給料表		勤続年数(年)		～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～	計	平均勤続年数(年)
		人数	男女計										
行政職	人数	男	481	303	295	345	449	679	374	174	3,100	20.0	
		女	310	160	126	155	172	258	119	83	1,383	17.9	
	計	791	463	421	500	621	937	493	257	4,483	19.4		
	%		17.6	10.3	9.4	11.2	13.9	20.9	11.0	5.7	100.0		
公安職	人数	男	526	468	589	343	202	207	310	172	2,817	16.4	
		女	124	78	29	18	24	16	8	6	303	10.3	
	計	650	546	618	361	226	223	318	178	3,120	15.8		
	%		20.8	17.5	19.8	11.6	7.2	7.1	10.2	5.7	100.0		
海事職	人数	男	1	2	2	9	7	18	5	1	45	24.3	
		女	-	-	1	-	-	-	-	-	1	14.8	
	計	1	2	3	9	7	18	5	1	46	24.1		
	%		2.2	4.3	6.5	19.6	15.2	39.1	10.9	2.2	100.0		
研究職	人数	男	16	10	11	12	16	20	19	4	108	20.3	
		女	9	7	10	8	8	6	3	1	52	16.1	
	計	25	17	21	20	24	26	22	5	160	18.9		
	%		15.6	10.6	13.1	12.5	15.0	16.3	13.8	3.1	100.0		
医療職(一)	人数	男	3	1	-	1	-	-	1	-	6	9.6	
		女	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1.0	
	計	4	1	-	1	-	-	1	-	7	8.4		
	%		57.1	14.3	-	14.3	-	-	14.3	-	100.0		
医療職(二)	人数	男	-	-	-	-	1	-	-	-	1	22.9	
		女	2	3	1	2	2	2	-	1	13	16.3	
	計	2	3	1	2	3	2	-	1	14	16.8		
	%		14.3	21.4	7.1	14.3	21.4	14.3	-	7.1	100.0		
医療職(三)	人数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	人数	男	295	169	105	112	179	267	427	101	1,655	21.1	
		女	240	102	95	104	150	206	205	38	1,140	19.1	
	計	535	271	200	216	329	473	632	139	2,795	20.3		
	%		19.1	9.7	7.2	7.7	11.8	16.9	22.6	5.0	100.0		
教育職(二)	人数	男	687	342	201	116	269	494	678	161	2,948	19.6	
		女	1,024	617	320	267	320	616	603	181	3,948	17.1	
	計	1,711	959	521	383	589	1,110	1,281	342	6,896	18.2		
	%		24.8	13.9	7.6	5.6	8.5	16.1	18.6	5.0	100.0		
合計	人数	男	2,009	1,295	1,203	938	1,123	1,685	1,814	613	10,680	19.1	
		女	1,710	967	582	554	676	1,104	938	310	6,841	17.3	
	計	3,719	2,262	1,785	1,492	1,799	2,789	2,752	923	17,521	18.4		
	%		21.2	12.9	10.2	8.5	10.3	15.9	15.7	5.3	100.0		
参 考	企業	人数	12	10	9	16	21	22	19	7	116	21.7	
		男女計	-	-	-	1	-	2	-	-	3	24.7	
	人数	12	10	9	17	21	24	19	7	119	21.7		
	%		10.1	8.4	7.6	14.3	17.6	20.2	16.0	5.9	100.0		
現業	人数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-		

第8表

給料表別管理職手当の状況

支給区分 給料表		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	受給者1人 当たり管理 職手当額
										円
行政職	人数	25	57	127	83	150	31	-	473	66,292
	%	5.3	12.1	26.8	17.5	31.7	6.6	-	100.0	
公安職	人数	1	23	33	10	-	-	-	67	82,060
	%	1.5	34.3	49.3	14.9	-	-	-	100.0	
海事職	人数	-	-	-	-	3	-	-	3	55,667
	%	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0	
研究職	人数	-	1	-	9	10	-	-	20	63,650
	%	-	5.0	-	45.0	50.0	-	-	100.0	
医療職(一)	人数	-	2	3	-	-	-	-	5	97,400
	%	-	40.0	60.0	-	-	-	-	100.0	
医療職(二)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(三)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	人数	-	-	25	32	62	47	36	202	53,059
	%	-	-	12.4	15.8	30.7	23.3	17.8	100.0	
教育職(二)	人数	-	-	45	100	410	321	-	876	52,187
	%	-	-	5.1	11.4	46.8	36.6	-	100.0	
合計	人数	26	83	233	234	635	399	36	1,646	57,846
	%	1.6	5.0	14.2	14.2	38.6	24.2	2.2	100.0	
参 考	企業	人数	1	-	8	-	8	-	17	64,765
	%	5.9	-	47.1	-	47.1	-	-	100.0	
考	現業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	
知事部局の例		部長 局長	部次長 審議監	課長 出先所長	出先次長	調整監	徴収監 検査監			

第9表

給料表別扶養手当の状況

給料表	区分	受給者					計	非受給者	合計	受給者1人 当たり扶養 手当額
		扶養親族数				計				
		配偶者	子	うち特定期 間にある子	配偶者及び 子以外の 扶養親族					
		人	人	人	人	人	人	人	円	
行政職		1,232	3,233	1,211	53	4,518	2,142	2,341	4,483	21,799
公安職		1,408	2,819	555	24	4,251	1,864	1,256	3,120	21,593
海事職		22	46	21	-	68	35	11	46	20,229
研究職		41	101	30	1	143	70	90	160	20,343
医療職(一)		5	7	1	-	12	6	1	7	17,417
医療職(二)		1	10	4	-	11	5	9	14	25,300
医療職(三)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職(一)		632	1,888	818	42	2,562	1,283	1,512	2,795	21,318
教育職(二)		991	3,411	1,409	72	4,474	2,341	4,555	6,896	20,532
合計		4,332	11,515	4,049	192	16,039	7,746	9,775	17,521	21,265
参 考	企業	46	120	39	-	166	73	46	119	23,164
	現業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第10表

給料表別住居手当の状況

区分 給料表		受給者				非受給者	合計	受給者1人 当たり住居 手当額 円	
		100円～ 11,000円	11,100円～ 26,900円	27,000円	計				
行政職	人数	2	641	640	1,283	3,200	4,483	24,657	
	%	0.0	14.3	14.3	28.6	71.4	100.0		
公安職	人数	5	688	544	1,237	1,883	3,120	24,444	
	%	0.2	22.1	17.4	39.6	60.4	100.0		
海事職	人数	-	4	5	9	37	46	24,200	
	%	-	8.7	10.9	19.6	80.4	100.0		
研究職	人数	-	20	30	50	110	160	25,508	
	%	-	12.5	18.8	31.3	68.7	100.0		
医療職(一)	人数	-	1	2	3	4	7	26,667	
	%	-	14.3	28.6	42.9	57.1	100.0		
医療職(二)	人数	-	1	2	3	11	14	26,500	
	%	-	7.1	14.3	21.4	78.6	100.0		
医療職(三)	人数	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	人数	4	361	395	760	2,035	2,795	24,973	
	%	0.1	12.9	14.1	27.2	72.8	100.0		
教育職(二)	人数	5	1,208	938	2,151	4,745	6,896	24,816	
	%	0.1	17.5	13.6	31.2	68.8	100.0		
合計	人数	16	2,924	2,556	5,496	12,025	17,521	24,724	
	%	0.1	16.7	14.6	31.4	68.6	100.0		
参 考	企業	人数	-	15	17	32	87	119	24,813
		%	-	12.6	14.3	26.9	73.1	100.0	
考	現業	人数	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	

第11表

単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間
に係る住居手当の状況

区分		受給者	比率	受給者1人当たり 住居手当額
給料表		人	%	円
行政職		4	10.0	13,375
公安職		21	6.9	12,995
海事職		-	-	-
研究職		-	-	-
医療職(一)		-	-	-
医療職(二)		-	-	-
医療職(三)		-	-	-
教育職(一)		1	2.4	13,500
教育職(二)		11	7.1	12,300
合計		37	6.6	12,843
参 考	企業	-	-	-
	現業	-	-	-

(注) 「比率」の欄は、単身赴任手当受給者(第14表)の人数を100とした割合である。

第12表

給料表別通勤手当の状況

区分 給料表		受給者							非受給者	合計	受給者1人 当たり通勤 手当額	
		交通機関 利用者	交通用具使用者				併用者	計				
			自家用 自動車	スクーター・ オートバイ	自転車	計						
行政職	人数	87	2,929	77	270	3,276	397	3,760	723	4,483	円 16,097	
	%	1.9	65.3	1.7	6.0	73.1	8.9	83.9	16.1	100.0		
公安職	人数	33	1,908	112	101	2,121	16	2,170	950	3,120	7,566	
	%	1.1	61.2	3.6	3.2	68.0	0.5	69.6	30.4	100.0		
海事職	人数	-	7	-	-	7	-	7	39	46	6,771	
	%	-	15.2	-	-	15.2	-	15.2	84.8	100.0		
研究職	人数	1	109	1	10	120	9	130	30	160	13,758	
	%	0.6	68.1	0.6	6.3	75.0	5.6	81.3	18.7	100.0		
医療職(一)	人数	-	3	-	-	3	2	5	2	7	48,080	
	%	-	42.9	-	-	42.9	28.6	71.4	28.6	100.0		
医療職(二)	人数	-	12	-	-	12	1	13	1	14	13,008	
	%	-	85.7	-	-	85.7	7.1	92.9	7.1	100.0		
医療職(三)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	人数	23	2,277	3	5	2,285	226	2,534	261	2,795	13,563	
	%	0.8	81.5	0.1	0.2	81.8	8.1	90.7	9.3	100.0		
教育職(二)	人数	10	6,061	5	19	6,085	159	6,254	642	6,896	8,419	
	%	0.1	87.9	0.1	0.3	88.2	2.3	90.7	9.3	100.0		
合計	人数	154	13,306	198	405	13,909	810	14,873	2,648	17,521	11,175	
	%	0.9	75.9	1.1	2.3	79.4	4.6	84.9	15.1	100.0		
参 考	企業	人数	-	77	1	6	84	23	107	12	119	21,793
		%	-	64.7	0.8	5.0	70.6	19.3	89.9	10.1	100.0	
考	現業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第13表

給料表別・通勤方法別・通勤距離(片道)別人員

給料表	距離		2km以上	4km以上	6km以上	10km以上	14km以上	18km以上	22km以上	26km以上	30km以上	34km以上	38km以上	42km以上	46km以上	
	方法	2km未満	4km未満	6km未満	10km未満	14km未満	18km未満	22km未満	26km未満	30km未満	34km未満	38km未満	42km未満	46km未満	50km未満	
行政職		機	-	12	15	25	4	3	5	-	3	1	2	3	-	5
	自	183	355	444	370	255	220	309	167	122	141	150	124	124	88	
	転	249	206	52	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	1	-	1	-	4	2	4	2	9	15	7	9	15	
	徒他	277	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数	710	586	512	406	261	227	316	171	127	151	167	134	133	108
		%	15.8	13.1	11.4	9.1	5.8	5.1	7.0	3.8	2.8	3.4	3.7	3.0	3.0	2.4
公安職	機	-	6	10	8	-	2	3	2	-	-	-	-	1	-	
	自	347	399	351	357	219	202	175	124	64	52	41	23	8	1	
	転	117	73	25	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	3	3	3	3	
	徒他	200	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数	938	485	389	369	221	204	179	127	64	52	44	26	12	4
		%	30.1	15.5	12.5	11.8	7.1	6.5	5.7	4.1	2.1	1.7	1.4	0.8	0.4	0.1
海事職	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自	1	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	徒他	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数	39	-	5	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
		%	84.8	-	10.9	2.2	-	-	-	-	-	-	2.2	-	-	
研究職	機	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自	8	15	14	11	11	5	10	12	6	5	3	5	4	1	
	転	9	8	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	徒他	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数	29	23	16	13	11	5	10	12	6	5	3	4	3	
		%	18.1	14.4	10.0	8.1	6.9	3.1	6.3	7.5	3.8	3.1	1.9	3.1	2.5	1.9

(注) 方法欄の「機」は交通機関、「自」は自動車等、「転」は自転車、「併」は併用、「徒」は徒歩、「他」はその他である。

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
														%	km
-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	1	-	4	87	1.9	21.1
54	24	17	12	8	3	7	2	1	-	5	2	2	3,189	71.1	18.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	519	11.6	2.5
47	26	25	34	37	32	28	35	10	14	6	12	22	397	8.9	65.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	288	6.4	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.1	1.9
101	51	42	47	45	35	35	39	11	14	12	14	28	4,483		
2.3	1.1	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	100.0	100.0	19.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33	1.1	13.9
3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,367	75.9	10.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	218	7.0	2.3
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	0.5	38.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203	6.5	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	283	9.1	0.2
4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,120		
0.1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	100.0	100.0	8.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	17.4	9.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	82.6	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	1.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	5.5
2	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118	73.8	18.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	11.9	2.3
2	1	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	9	5.6	60.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	7.5	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	6.7
4	5	-	2	2	-	1	1	-	-	-	-	-	160		
2.5	3.1	-	1.3	1.3	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	100.0	100.0	17.8

給料表	距離		2km	2km	4km	6km	10km	14km	18km	22km	26km	30km	34km	38km	42km	46km
	方法		未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
			4km	6km	10km	14km	18km	22km	26km	30km	34km	38km	42km	46km	50km	
			未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
医療職	機 自 転 併 徒 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
(一)	計	人数	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
		%	28.6	-	-	-	-	-	-	-	14.3	14.3	-	-	-	-
医療職	機 自 転 併 徒 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			1	2	1	2	2	2	-	-	1	1	1	-	-	-
(二)	計	人数	1	2	1	2	2	2	-	-	1	1	1	-	-	-
		%	7.1	14.3	7.1	14.3	14.3	14.3	-	-	7.1	7.1	7.1	-	-	-
医療職	機 自 転 併 徒 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(三)	計	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職	機 自 転 併 徒 他		-	5	4	2	3	1	3	-	-	-	1	1	1	-
			228	341	268	347	214	198	211	177	123	108	112	65	46	24
(一)	計	人数	8	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	21	1	-	1	5	1	7	6	4	12	18	19	26	31
			3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			260	348	273	353	222	200	221	183	127	120	131	85	73	55
			9.3	12.5	9.8	12.6	7.9	7.2	7.9	6.5	4.5	4.3	4.7	3.0	2.6	2.0

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満			%	km
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	42.9	60.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	28.6	115.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	28.6	0.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	100.0	59.0
-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	28.6	100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	85.7	14.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7.1	1.8
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7.1	60.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	100.0	17.0
-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	23	0.8	18.4
14	10	9	4	4	1	1	-	2	-	-	-	1	2,508	89.7	15.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	0.5	2.9
22	18	11	8	7	9	7	4	1	2	2	1	4	226	8.1	49.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	0.8	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.1	0.0
36	29	20	12	11	10	8	4	3	3	2	1	5	2,795	100.0	18.1
1.3	1.0	0.7	0.4	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	100.0		

給料表	距離		2km	2km	4km	6km	10km	14km	18km	22km	26km	30km	34km	38km	42km	46km
	方法	2km 未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満	
教育職	機	-	1	2	1	1	2	-	1	-	-	1	-	1	-	
	自	560	934	1,054	1,313	840	627	486	301	148	120	80	68	38	26	
	転	14	13	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併 徒 他	- 65 1	- 1 -	1 -	5 -	4 -	5 -	14 -	10 -	7 -	16 -	13 -	12 -	7 -	11 -	
(二)	計	人数 %	640 9.3	949 13.8	1,060 15.4	1,321 19.2	845 12.3	636 9.2	500 7.3	312 4.5	155 2.2	136 2.0	94 1.4	80 1.2	46 0.7	37 0.5
合計	機	-	24	32	36	8	8	11	3	3	1	4	4	3	5	
	自	1,327	2,046	2,137	2,401	1,541	1,254	1,191	781	465	428	387	286	220	140	
	転	398	301	82	18	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併 徒 他	- 577 317	1 15 6	1 1 3	7 -	10 -	10 -	24 -	21 -	13 -	37 -	49 -	41 -	45 -	62 -	
計	計	人数 %	2,619 14.9	2,393 13.7	2,256 12.9	2,465 14.1	1,562 8.9	1,274 7.3	1,226 7.0	805 4.6	481 2.7	466 2.7	440 2.5	331 1.9	268 1.5	207 1.2
参 考 業	企 業	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自	4	8	5	6	6	4	8	9	5	7	3	2	8	2
		転 併 徒 他	- - 8 -	5 - -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	2 -	- -	- -	2 -
	計	人数 %	12 10.1	13 10.9	6 5.0	6 5.0	6 5.0	4 3.4	8 6.7	9 7.6	5 4.2	8 6.7	5 4.2	2 1.7	8 6.7	4 3.4
現 業	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 転 併 徒 他	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
計	人数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	%	km
7	6	8	4	1	-	1	-	2	-	2	-	-	6,626	0.1	16.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	96.1	11.2
14	10	7	6	2	5	2	4	-	1	2	-	1	159	0.5	3.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	2.3	41.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1.0	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0.0	3.1
21	16	15	10	3	5	3	4	2	1	4	-	1	6,896		
0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	-	0.0	100.0	100.0	11.8
-	2	-	1	-	-	-	2	-	1	1	-	5	154	0.9	18.7
80	45	34	22	13	4	9	2	5	-	7	2	4	14,831	84.6	13.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	803	4.6	2.4
86	55	44	49	48	46	38	44	11	17	10	13	28	810	4.6	56.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	593	3.4	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	330	1.9	0.2
166	102	78	72	61	50	47	48	16	18	18	15	37	17,521		
0.9	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	100.0	100.0	14.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	82	68.9	23.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5.0	3.3
3	4	2	4	1	-	-	1	1	1	-	-	1	23	19.3	60.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6.7	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	4	3	4	2	-	-	1	1	1	-	-	1	119		
5.0	3.4	2.5	3.4	1.7	-	-	0.8	0.8	0.8	-	-	0.8	100.0	100.0	27.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第14表

給料表別単身赴任手当の状況

給料表		距離										計	受給者1人 当たり単身 赴任手当額
		100km 未満	100km 以上 ～ 300km 未満	300km 以上 ～ 500km 未満	500km 以上 ～ 700km 未満	700km 以上 ～ 900km 未満	900km 以上 ～ 1,100km 未満	1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	2,000km 以上		
行政職	人数	13	13	1	1	-	11	-	-	1	-	40	円 46,050
	%	32.5	32.5	2.5	2.5	-	27.5	-	-	2.5	-	100.0	
公安職	人数	282	21	-	-	-	-	-	-	-	-	303	30,554
	%	93.1	6.9	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
海事職	人数	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	20	34,000
	%	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
研究職	人数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	38,000
	%	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
医療職(一)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(二)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(三)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	人数	25	15	1	-	-	-	-	-	-	-	41	33,317
	%	61.0	36.6	2.4	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
教育職(二)	人数	97	54	3	-	-	-	-	-	-	-	154	33,117
	%	63.0	35.1	1.9	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
合計	人数	427	114	5	1	-	11	-	-	1	-	559	32,708
	%	76.4	20.4	0.9	0.2	-	2.0	-	-	0.2	-	100.0	
参 考	企業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第15表

任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別人員

給料表	計	号給						
		1	2	3	4	5	6	7
第一号任期付研究員	-	-	-	-	-	-	-	-
第二号任期付研究員	-	-	-	-	-	-	-	-
特定任期付職員	1	-	1	-	-	-	-	-

(注) 1 第一号任期付研究員給料表は、招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用する。

2 第二号任期付研究員給料表は、先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の養成に資する研究業務に従事する職員に適用する。

3 特定任期付職員給料表は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用する。

第16表

再任用職員の給料表別・等級別人員

フルタイム勤務職員

給料表	計	等級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	156	-	-	152	4	-	-	-	-	-
公安職	41	-	-	23	18	-	-	-	-	-
海事職	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
研究職	13	-	13	-	-	-	-	-	-	-
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(二)	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
教育職(一)	280	-	280	-	-	-	-	-	-	-
教育職(二)	241	-	241	-	-	-	-	-	-	-
合計	733	-	534	177	22	-	-	-	-	-
参考	企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現業	2	-	-	2	-	-	-	-	-

短時間勤務職員

給料表	計	等級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	36	-	-	33	-	-	-	3	-	-
公安職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海事職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職(一)	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-
教育職(二)	110	-	110	-	-	-	-	-	-	-
合計	158	-	122	33	-	-	-	3	-	-
参考	企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 給与改定及び諸手当の支給状況等
- (3) 個人票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(1)及び(2)に関する調査である。

3 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2(1)及び(2)に関する調査を先行して実施した。調査期間は次のとおりである。

- ・ 2(1)及び(2)に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ 2(3)及び(4)に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

4 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所494事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- (2) 標本事業所 調査対象事業所を規模及び産業等により層化し、167事業所を無作為に抽出した。

第17表

産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	160	58	74	28
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	13	3	3	7
製 造 業	82	29	42	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	28	10	13	5
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	3	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	31	12	15	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が7あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第18表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員		31.9	13.4	0.5	54.2
課長級		25.6	14.4	0.0	60.0

第19表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中	定期昇給 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし			
係員		89.3	86.6	19.9	12.0	54.7	2.7	10.7
課長級		80.0	77.3	16.2	12.0	49.1	2.7	20.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
係員		69.8	30.2
課長級		63.7	36.3
部長級(非役員)		63.2	36.8

第21表

民間における扶養(家族)手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	66.9%
配偶者に家族手当を支給する	(93.0%)
家族手当制度がない	33.1%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	(参考)全国民間
配偶者	13,213円	12,711円
配偶者と子1人	19,175円 (5,962円)	19,454円 (6,743円)
配偶者と子2人	24,760円 (5,585円)	25,778円 (6,324円)

- (注) 1 ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 3 全国民間は、人事院報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円(行政職8級以上の職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「特定職員」という。)は3,500円)、子については1人につき10,000円、それ以外の扶養親族については1人につき6,500円(特定職員は3,500円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3	87.6	11.7	0.7

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

生計費及び労働経済指標

第23表

費目別・世帯人員別標準生計費(令和2年4月)

山口市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	24,080	38,547	50,080	61,613	73,146
住 居 関 係 費	50,675	54,637	49,146	43,655	38,164
被 服 ・ 履 物 費	1,371	4,403	5,001	5,597	6,194
雑 費 I	24,867	32,017	43,301	54,574	65,858
雑 費 II	9,705	28,106	32,742	37,384	42,027
計	110,698	157,710	180,270	202,823	225,389

(注) 1 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「全国消費実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食 料 費 …食料

住 居 関 係 費 …住居、光熱・水道、家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 …被服及び履物

雑 費 I …保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、全国の費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、令和2年4月の各費目別標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第24表

労働経済指標

項 目				年 月		平成31年	令和元年		
				4月	5月	6月	7月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	① きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	299,489	294,772	297,628	296,427		
			前年同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0		
	国	うち所定内給与	金額 (円)	273,350	269,438	272,409	271,611		
			前年同月比 (%)	0.3	△ 0.1	0.3	0.1		
	山口県	② 総実労働時間数 (調査産業計)	時間	148.7	141.4	147.4	150.1		
			うち所定外労働時間数	13.1	12.4	12.3	12.3		
	山口県	③ きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	262,045	259,044	260,458	261,685		
			前年同月比 (%)	△ 2.7	△ 2.4	△ 3.1	△ 2.7		
うち所定内給与		金額 (円)	238,245	236,204	237,393	239,109			
		前年同月比 (%)	△ 1.8	△ 1.8	△ 2.4	△ 1.9			
山口県	④ 総実労働時間数 (調査産業計)	時間	151.7	144.1	150.6	153.4			
		うち所定外労働時間数	13.0	12.3	12.5	12.2			
生計費 (総務省家計調査)	⑤ 消費支出 (二人以上の世帯)	全 国	全世帯	金額 (円)	301,136	300,901	276,882	288,026	
			前年同月比 (%)	2.3	7.0	3.5	1.6		
		山口市	全世帯	金額 (円)	337,164	332,273	308,425	321,190	
			前年同月比 (%)	0.7	6.4	5.6	3.6		
山口市	全世帯	金額 (円)	321,028	267,608	317,128	267,453			
	前年同月比 (%)	10.1	△ 1.6	15.0	△ 1.0				
山口市	勤労世帯	金額 (円)	340,872	284,055	342,327	288,641			
	前年同月比 (%)	8.5	7.8	15.3	△ 4.1				
物 価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5		
		山口市	前年同月比 (%)	1.4	1.2	1.2	0.8		
物 価	⑦ 国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比 (%)	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7			
その他	⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省 山口労働局)	全 国	(倍)	1.63	1.62	1.61	1.59		
		山口県	(倍)	1.63	1.62	1.62	1.61		

(注) 1 ①～④は事業所規模30人以上の数値である。

2 ①、③、⑥及び⑦は平成27年基準である。

3 ⑤の前年同月比は名目増減率である。

4 ⑧は季節調整値である。

					令和2年				
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
295,936	295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291
0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6
271,279	271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6
260,223	260,198	261,182	261,338	259,414	256,140	254,519	255,079	255,735	249,255
△ 2.6	△ 2.0	△ 3.3	△ 3.1	△ 3.6	△ 0.8	△ 1.6	△ 1.1	△ 2.5	△ 3.8
237,387	238,466	238,686	239,118	237,784	234,062	232,713	233,444	235,063	231,911
△ 1.9	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.6	0.0	△ 0.9	△ 0.2	△ 1.3	△ 1.9
142.8	146.2	150.4	150.7	147.1	139.3	141.0	142.7	144.6	128.9
11.0	12.4	12.6	12.4	11.6	11.3	11.0	10.9	10.2	8.7
296,327	300,609	279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922	252,017
1.3	10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2
325,516	329,655	305,197	303,986	345,370	312,473	303,166	322,461	303,621	280,883
1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5
312,553	281,130	263,385	287,053	456,025	266,526	279,286	306,575	269,443	289,751
18.1	3.7	△ 7.0	10.1	41.4	△ 9.2	△ 7.2	△ 0.4	△ 16.1	8.3
318,290	296,042	282,392	316,758	456,954	295,861	314,564	362,706	305,249	333,502
16.9	△ 4.0	△ 3.0	14.9	33.5	△ 1.5	△ 8.7	17.2	△ 10.5	17.4
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1
0.6	0.7	0.8	0.8	1.2	1.1	0.8	1.0	0.1	0.2
△ 0.9	△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.4	△ 2.8
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20
1.60	1.61	1.61	1.60	1.59	1.47	1.42	1.35	1.29	1.23

